

(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第46条 一般保険料額及び調整保険料額の100分の60は事業主、100分の40は被保険者において負担する。

(附則)

1. 「85分の55は事業主」を「70分の45.5は事業主」に、「85分の30は被保険者」を「70分の24.5は被保険者」に改め、平成17年3月1日から施行する。但し、健康保険法第3条第4項の被保険者は、平成17年4月1日から施行する。
2. 「70分の45.5は事業主」を「67分の40.2は事業主」に、「70分の24.5は被保険者」を「67分の26.8は被保険者」に改め、平成18年3月1日から施行する。但し、健康保険法第3条第4項の被保険者は、平成18年4月1日から施行する。
3. 「67分の40.2は事業主」を「87分の52.2は事業主」に、「67分の26.8は被保険者」を「87分の34.8は被保険者」に改め、平成21年3月1日から施行する。但し、健康保険法第3条第4項の被保険者は、平成21年4月1日から施行する。
4. 「87分の52.2は事業主」を「100分の60は事業主」に、「87分の34.8は被保険者」を「100分の40は被保険者」に改め、平成24年3月1日から施行する。